

令和元年度 第9回今帰仁村農業委員会総会

| | | | | |
|-----------|---------------------------|--------|-----|-------|
| 招 集 年 月 日 | 令和元年 12月23日 (月) | | | |
| 開 催 場 所 | 役場第1会議室 | | | |
| 開 催 日 時 | 令和元年 12月23日 午後 1時 47分 開 会 | | | |
| | 令和元年 12月23日 午後 5時 12分 閉 会 | | | |
| 出 席 委 員 | 1 番 | 大竹 恭弘 | 5 番 | 神谷 正 |
| | 3 番 | 大城 司 | 6 番 | 比嘉 盛和 |
| | 4 番 | 鈴木 江美子 | 7 番 | 米須 清和 |
| | | | 8 番 | 與那嶺 清 |
| | | | | |
| | | | | |
| 欠席委員番号 | 2 番 | 謝花 喜美 | | |
| 議事録署名委員 | 8 番 | 與那嶺 清 | 1 番 | 大竹 恭弘 |

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

| | |
|---------------|---|
| 議 長 (開 会) | <p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和元年度 第9回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>2番 謝花 喜美(じゃはな よしみ)委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p> |
| 議 長 (日程第1) | <p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p> |
| | (異議なしの声あり) |

| | |
|---------------|---|
| 議 長 | 異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、8番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員、1番 大竹 恭弘（おおたけ やすひろ）委員を指名します。 |
| 議 長 （日程第2） | 日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。 |
| | （異議なしの声あり） |
| 議 長 | 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。 |
| 議 長 （日程第3） | 日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。 |
| 事 務 局 | （諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農業経営相談募集について 報告3 利用意向調査について 報告4 農業委員等の綱紀粛正について 報告5 農業委員・推進委員改選に向けてのスケジュールについて |
| 議 長 | 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は、令和元年12月13日付け沖農議第840号で、沖縄県農業会議から県下全ての農業委員会で決議するよう依頼がありました。よってこれを議題としたいと思いますが、異議はありませんか。 |
| | （異議なしの声あり） |
| 議 長 | 異議なしと認め、議案に追加します。 |
| 議 長 （日程第4） | それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第46号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第48号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について |

| | |
|-------|--|
| | <p>議案第 49 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について</p> <p>以上です。</p> <p>本日の提案された議案第45号から第49号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが4件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p> |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | <p>異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。</p> |
| | <p>休憩（現地調査） 午後 1時 52分</p> <p>再開 午後 4時 10分</p> |
| 議 長 | <p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは私のほうから議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>（議案書に基づいて議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明）</p> <p>事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、説明がありました議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p> |
| | (質疑なしの声あり) |
| 議 長 | <p>議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p> |
| | (異議なしの声あり) |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第46号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは、私のほうから議案第46号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第46号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係、所有権移転関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、説明がありました議案第46号「農用地利用集積計画の意見決定について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>利用権設定等関係整理番号1から2番は親子関係での設定ですが、事業関係とかありますか？</p> |
| 事 務 局 | <p>1番は兄弟間、2番は親子間での利用権設定です。事業を受けるための利用権設定とかは特に聞いていません。</p> |
| 委 員 | <p>わかりました。整理番号3から7番は所有権移転するための面積合わせですか？</p> |
| 事 務 局 | <p>いえ、借りる方は3条資格者で今回利用権設定する農地以外に5,000㎡以上確保できています。</p> |
| 議 長 | <p>よろしいでしょうか。議案第46号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>議案第46号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>それでは、続きまして、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、私のほうから議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番から説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第47号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、説明がありました議案第47号整理番号1番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>これは何世帯入り、駐車場何台入るとか事業内容の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>1棟12部屋の2階建てで、駐車場は14台です。国が決めた事業の規定で1世帯に1台という決まりがあり、管理用でプラス2台ということでこの台数になっています。</p> |
| 委員 | <p>わかりました。</p> |
| 議長 | <p>よろしいでしょうか。議案第47号整理番号1番について異議はございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしとのことでありますので、議案第47号整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第47号整理番号2番についての説明をお願いします。</p> |

| | |
|------------|--|
| 事務局 | <p>それでは私のほうから、議案第47号整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第47号整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、説明がありました議案第47号整理番号2番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>入口がお墓の前から入る形ですか。</p> |
| 事務局 | <p>お墓も申請地と同じ所有者のもので、お墓の手前に進入路をあける形になります。</p> |
| 委員 | <p>わかりました。</p> |
| 議長 | <p>よろしいでしょうか。議案第47号整理番号2番について異議はございませんか。</p> |
| (異議なしの声あり) | |
| 議長 | <p>異議なしとのことですので、議案第47号整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第48号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、私のほうから議案第48号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。</p> <p>(議案書読み上げ)</p> <p>ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。</p> |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | それでは資料確認のため、休憩します。 |
| | <p>休憩 午後 4時 30分</p> <p>(資料確認及び議案第48号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」の説明)</p> <p>再開 午後 5時 7分</p> |
| 議 長 | <p>休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第48号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>議案第48号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしとのことでありますので、議案第48号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」は原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第49号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。</p> |
| 事 務 局 | (議案書読み上げ) |
| 議 長 | <p>ただいまの議案第49号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしとのことでありますので、議案第49号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は原案通り可決決定いたします。</p> |
| | |
| | |
| | |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は令和2年1月27日(月)を予定しています。</p> <p>これにて令和元年度第9回総会を閉会します。</p> |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | 閉会時刻 午後 5時 12分 |
| | |
| | 会長 米須 清和 印 |
| | |
| | 議事録署名委員 |
| | 印 |
| | |
| | 印 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |